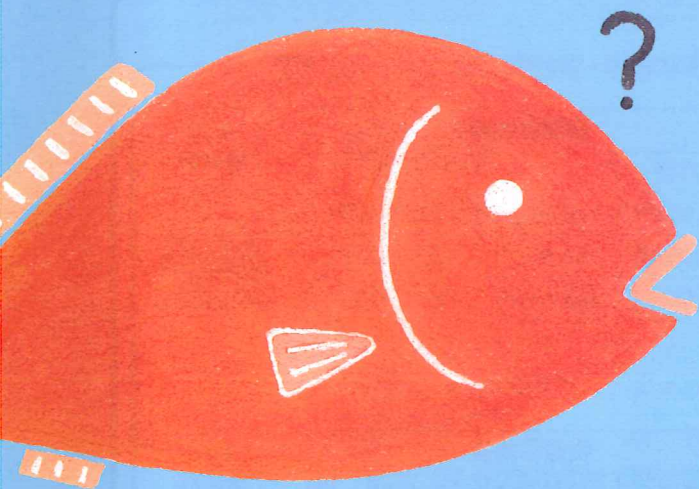




税源移譲

所得税と住民税が 変わるゾウ



どんなふう に変わるんダイ？

納税額が変わるのは…

所得税 ▶ 平成19年1月分 から

住民税 ▶ 平成19年6月分 から

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（せいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用

➡ 4段階の税率を、**6段階に細分化**

（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税 平成19年6月分から適用

➡ 3段階の税率から、**一律10%に**

（都道府県民税4%・市区町村民税6%）

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			➡	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円	0円

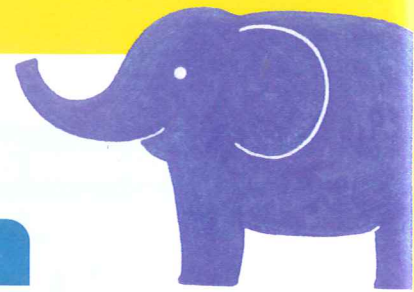
夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			➡	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは右のページをご覧ください）



◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年

所得税:平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税:平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)



平成19年以降

所得税:平成19年1月分から廃止
住民税:平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



	平成18年	平成19年
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	△14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	△26,300円	
合計	418,000円	459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税



平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



	平成17年度	平成18年度	平成19年度
住民税	非課税	19,900円	37,300円
・定率減税		△1,500円	・住民税 × $\frac{1}{3}$ △12,434円
所得税	34,800円	△12,267円	所得税 17,400円
・定率減税	△6,960円	・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$	
合計	27,840円	34,800円	合計 42,266円
(税額)	27,800円	△3,480円	(税額) 42,200円
合計		37,453円	合計 42,266円
(税額)		37,400円	(税額) 42,200円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

Let's Try!

平成19年度のあなたの住民税額を計算してみましょう!

STEP1

平成18年度の住民税額はいくらでしたか?

①

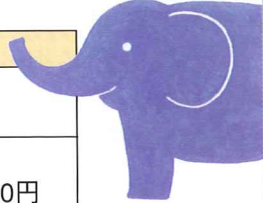
円

STEP2

定率減税がないといくらだったのでしょうか?

ふむふむ…!

①の金額	計算式
4,800円未満の方	4,800円
4,800円以上 25万1,400円未満の方	(① - 4,800円) × 1.081 + 4,800円
25万1,400円以上の方	① + 20,000円



定率減税をしない場合の18年度の住民税額(概算)は

②

円

(百円未満の端数切上)

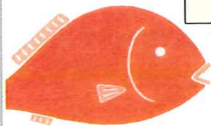
② - ① = 円 は、これまで定率減税により軽減されていた額です。

STEP3

平成19年度の住民税額はこうなります。

②の金額	計算式
7,300円未満の方	②の金額
7,300円以上 10万4,800円未満の方	(② - 4,800円) × 2 + 2,300円
10万4,800円以上 60万円未満の方	② + 97,500円
60万円以上の方	(② + 305,200円) × 0.770 + 2,300円

なるほど! /



平成19年度の住民税額(概算)は

③

円

★税源移譲により増える(減る)額

③ - ② = 円 は、そのぶん所得税が減り(増え)ます。

※このほか所得税・住民税の定率減税の廃止による影響があります。

- (1) 毎年の収入の状況によって、実際の税額は異なるため、計算の結果は、あくまでも目安です。
- (2) この計算式は、基礎控除のみ適用される方(独身の方)を前提に作成していますので、扶養家族の多い方は、計算結果(③、③-②)よりも少なくなります。
- (3) 土地の譲渡所得や株取引などの所得がある方、定率減税以外の税額控除がある方、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、平成17年中の所得が125万円以下の方は、計算が異なります。
- (4) 平成19年度の住民税額(概算)は、兵庫県税務課のウェブページ (http://web.pref.hyogo.jp/pa04/pa04_000000038.html) で試算できます。

兵庫県・県民局県税事務所、県内市町

詳しくは、兵庫県税務課・県民局県税事務所、県内市町の市町民税担当課までお問い合わせください。

